○法務省告示第五百三十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年六月九日法務省告示第三百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

日本興志株式会社	東京都豊島区池袋二丁目四十五番一号	とび

○法務省告示第五百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

城間興業株式会社	千葉県市川市柏井町一丁目二千二百四番地	鉄筋施工

○法務省告示第五百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年九月一日法務省告示第四百四十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表有限会社山海荘の項を削り、同表に次のように加える。

蒲郡竹島観光株式会社	愛知県蒲郡市竹島町一番六号	ホテル業務

○法務省告示第五百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十三日

法務大臣　金田　勝年

第三号中「平成二十五年十月三十一日」を「平成二十八年十月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三号の改正規定は、平成二十八年十月三十一日から施行する。

○法務省告示第五百四十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十三日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

株式会社環境施設	福岡県福岡市西区小戸三丁目五十番二十号	とび

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社タイセイ鉄建	北海道帯広市西九条南三十丁目十三番地四	鉄筋施工
株式会社真精工	東京都あきる野市小峰台四十二番地二	機械加工
株式会社南風原圧送	沖縄県島尻郡南風原町字兼城四百五十九番地	コンクリート圧送施工

○厚生労働省告示第三百六十五号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ヘ及び第二十一条第二号ヘ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ヘ及び第二十一条第三号への規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十四日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年十一月一日から適用する。

平成二十八年十月十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次のように改正する。

第十第二号㈠ロ中「掲げるもの」の下に「並びにエチゾラム及びゾピクロン」を加える。

第二　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を次のように改正する。

第十第二号㈠ロ中「並びにエチゾラム及びゾピクロン」を削る。

第十第二号㈡イ中「エスタゾラム」の下に「、エチゾラム」を、「ジヒドロコデインリン酸塩」の下に「、ゾピクロン」を加える。

○農林水産省告示第二千十七号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

表岩手県の項の次に次のように加える。

宮城県	みやぎ仙南農業協同組合

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町富山字須崎五五四の四、五五七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　鹿児島県薩摩郡さつま町求名字上兎田九八七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二